

大学ガバナンス・コード

学校法人暁学園

学校法人暁学園四日市看護医療大学は、学校教育法や私立学校法などの法令を遵守し、適正で信頼度の高い大学運営を行っております。

今後も社会から信頼される高等教育機関として継続的な発展を続けるため、「四日市看護医療大学ガバナンス・コード」として、本学が加盟する一般社団法人日本私立大学連盟が定め、公表する「私立大学ガバナンス・コード」に沿って、その実施状況を公表いたします。

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

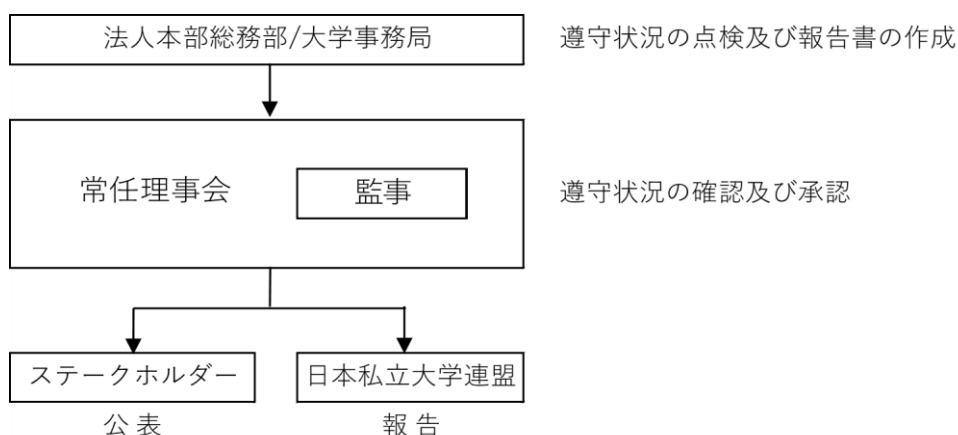
1. 法人名等

法 人 名	学校法人暁学園
法 人 代 表 者	理事長 喜岡 渉
担 当 部 署	法人本部 総務部
お 問 合 せ 先	059-337-2345

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学園は、寄附行為、建学の精神の基本理念に基づき定めた教育研究目的の達成に向けて、自主性、独立性を確保しながら日々自律的な法人運営に努めている。また、5年ごとに策定する中期経営計画とそれに基づき毎年度作成する年度事業計画を通じて本学園のガバナンス機能の向上にも鋭意取り組んでいる。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	中期経営計画は、建学の精神並びにその教育研究目的を明確に示した上で、教学、施設設備、財務に関する事項を盛り込んだ計画として5ヵ年ごとに策定している。計画案は常任理事会の承認後、評議員会において意見聴取した上で、理事会において最終決定する。策定された中期経営計画は、各校種の管理職によって全教職員に周知され、理解の深化が図られる。教学に関する事項は半期ごとに中間総括を行い、検証する中で修正を行うこととしている。財務に関する事項は、毎年、新たに編成する年度予算の基礎となり、年度予算の中で実施方針と具体的な実施スケジュールが明らかとなる。決算確定の都度、5ヵ年予算の進捗状況を検証し、適宜修正を加えながら、より適切な財務運営に努めている。

基本原則「２．公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学園は、建学の精神に基づく教育研究活動を通し、時代や社会の変化に対応しながら、広く社会や地域にとって有為な人材の育成に取り組んでいる。また、各種公開講座や履修証明プログラム等を積極的に実施するなど、様々な地域連携活動を行う中で、社会・地域への発展にも貢献できるよう努めている。

遵守原則 ２－１ 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	学園の両大学（四日市大学、四日市看護医療大学）は、広く社会や地域にとって有為な人材を育成するため、「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」に基づくカリキュラム評価を毎年実施し、方針の実質化を図ると共に、「アドミッション・ポリシー」に基づき入学者選抜の妥当性をチェックし、実質化を図っている。 さらに社会人となった卒業生からの提言や就職先へのアンケートにより、社会や地域がどのような人材を求めているかといった状況把握と産業界及び医療界との連携を強化し、地元自治体とは運営協議会を設置し、大学の運営や学生の状況について様々な意見交換を行う中で、理想の人材育成について議論を進め、大学教育に反映させるように取り組んでいる。 また、公開講座やリカレント教育としての履修証明プログラムの開講、特に四日市看護医療大学では、地元自治体が強く進めている在宅看護体制充実のための研修を実施すると共に、大学院を設置し、高度専門職業人、教育・研究者の養成など、地域に貢献できる人材育成を継続している。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	四日市大学は、社会連携センター及び研究機構を中心として、地域とつながる様々な仕組みづくりを通して地域貢献活動を進めている。各種の一般向け公開講座や履修証明プログラム等の開講は地域貢献活動の一つであり、大学における研究成果を地域の生涯学習のために提供している。また、四日市市など近隣の3市5町と包括連携協定を締結するほか、四日市市を中心とする「地／知の拠点」にふさわしい取組を高度化するため、学外の多様な主体から大学についての意見を聴取する「地域連携プラットフォーム」を形成するなど、地域の自治体・企業との信頼関係の醸成にも努めている。 四日市看護医療大学では、地元経済団体と連携し健康経営支援を行うほか、感染症流行や災害等の有事の際には、自治体などと協力のもと、本学が有する建物や敷地をはじめ、資格を有する医療系人材を遠隔地派遣等を含め最大限活用する体制や心構えを常に整えている。 これらは、毎年度、報告書等にまとめられ、地域連携の重要性を全学的に浸透させることで、全教職員も共通認識を持って社会連携、地域貢献事業の推進に取り組むことができている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学園は、高い信頼性を確保するため、法令等を遵守するとともに理事の職務執行の監督や監査機能の向上等に向けた体制を整えている。また、本学園が行う教育研究活動やそれを支える経営に関する情報についてもホームページ等を通じて積極的に公開するなど、透明性の維持・向上に努めている。

遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事の選任は、寄附行為に基づき、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止しうる者を選任している。令和6年度までは2名とも非常勤監事であったが、令和7年度より1名を常勤監事とした。監査業務は、監事監査計画、監事監査基準及び監事監査チェックリストに基づき実施し、さらには会計監査人や内部監査室との定期的な情報共有や意見交換によって、監査機能のさらなる向上を図っている。また、監査結果については、監査報告書にまとめて、理事会及び評議員会で報告するほか、ホームページにも掲載し透明性の確保に努めている。監事は、理事会、評議員会だけでなく、毎月開催される常任理事会にもメンバーとして出席し、経営に関わる重要議題の審議を監視するほか、内部監査室の支援のもと業務監査も毎月実施している。理事の職務執行に対する監督業務についてもその機能を十分に果たすことができる体制が確立しており、本学園は社会からの理解と信頼を確保するために常に法令遵守の中で教育研究活動に取り組んでいる。

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	法令順守に係る基本方針と行動基準を規則集に定めるほか、事業活動に関連する重要法令の内容とそれに基づく規程整備や必要とされる規程の制定や改定はその都度、学園内の役職員に周知徹底し、法令等の遵守を図るとともに不正防止に努めている。事務局の職務については、事務分掌規程によってその分担を明確に定めた上で、管理職による事前承認と事後チェックを徹底するなど、不正行為や誤謬等の未然防止に努めるほか、一身専属的な職務に偏らないよう適切な配置換えも適宜行っている。さらには、会計監査人と監事によるそれぞれの会計監査や内部監査室の支援のもとに行う監事による業務監査、内部監査室主導で行う内部監査も実施しており、不正行為防止に向けては内外から高いチェック機能が働いている。 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合は、危機管理委員会または常任理事会において迅速に対応を協議することとしており、その中に法令順守に関わる事項がある場合は、適宜顧問弁護士に相談できる体制を整えている。さらには財政に影響を及ぼし得る重要事項については、直ちに監事及び会計監査人と情報共有し、助言を得ることとしている。 また、公益通報については、教職員等の違法または不適切な行為や情報開示内容に関する真摯な疑念等を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、公益通報者保護規程を定めた上で、公益通報窓口及び調査委員会を設置し対応することとしている。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	情報公開については、両大学共、教育の目的に始まり、授業方法や卒業認定、目指す資格のほか、大学の組織や財務状況、自己点検・評価報告書、認証評価結果、設置認可申請書類などステークホルダーの方々が知りたい内容をホームページにおいてわかりやすく公開している。 また、それぞれの大学が毎年作成する事業報告書を開示することにより、大学の実状や実績が具体的に把握できる仕組みを整えるとともに、現役学生の授業評価や生活実態の調査、社会人となった卒業生の声を聴取した調査結果もグラフや図表を用いて提示し、保護者等に関心の高い就職状況や国家試験の結果も正確に提示するなど、広く社会から理解が得られるよう積極的な情報公開に努めている。 さらに、SNS（インスタグラム、X、LINE等）を活用した情報提示も行っている。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学園では、各種制度を整備したうえで、理事の役割を明確にするとともに理事会、監事、評議員会の相互牽制が有効に機能する体制を整えている。また、学納金以外の収入の多様化等、財政基盤の安定・強化と危機管理体制の拡充をも図る中で、教育研究活動の維持・発展と自律的な法人運営に努めている。

遵守原則４－１ 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学園では、政策を策定・管理する最高責任者を理事長と定めた上で、執行責任者を常務理事とするほか、人事労務・教学マネジメント担当理事、経営企画・教育改革担当理事、財務・総務担当理事を置き、それぞれの権限と責任を明確にすることで理事会機能の実質化を図っている。これら政策執行に係る本学園役員の選任・解任の手続きについても寄附行為または暁学園規程において明確に定めている。 政策の策定・管理責任者で構成する最高議決機関である理事会には毎回、監事が出席することで定期的なチェック機能が働いている。また、理事会の諮問機関である評議員会は、18名中半数以上の12名を外部人材で構成していることから、外部からのチェックを受けるとともに外部からの意見聴取も十分行える体制にある。さらには、理事会の審議事項の事前協議等を行う常任理事会においても外部理事及び監事をメンバーに加えることで外部からのチェックや企業経営情報などの意見を取り入れての協議が可能となっており、本学園は、理事会、監事、評議員会の相互牽制を有効に機能させながら自律的な教育研究活動の維持・発展に努めている。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	財政基盤の強化に向けては、令和2年度に寄附金事業委員会を立ち上げ、担当部局を財務部と定めたうえで、令和3年5月より全学的に寄附金募集事業を開始した。寄附の趣意書についてはホームページに掲載するほか、作成した寄附金パンフレットは卒業生や全教職員に配付して寄附事業への理解の深化も図った。教育環境の整備や教育振興のための財政基盤強化として、寄附金募集については今後も継続して取り組むこととしている。 また、四日市大学では「学術情報課」が、四日市看護医療大学では「図書・研究支援課」が、個人研究や受託研究などの人的支援を行うとともに、科研費の申請支援やウェブ面接を通じた助言等を行う専門業者と契約を締結し、研究活動及び外部資金獲得の促進を図る取り組みを行っている。 一方で、資産運用については、運用の対象や運用する資金の範囲等を定めた学校法人暁学園資金運用管理規程に基づいた安全性を第一とした運用を継続して行っており、財政面でのリスク管理にも余念なく取り組んでいる。 危機管理については、学園本部に暁学園危機管理委員会を置くほか、各校種にも各校の危機管理委員会を置き、様々な危機事象に迅速かつ的確に対処している。各校においては、自然災害のほか、人的災害や情報漏洩など様々な危機事象に対応したマニュアルをそれぞれが整備し、危機事象発生時における対応だけでなく、平常時における危機事象の未然防止にも取り組んでいる。また、情報システムへのアクセス権限は厳格かつ適切に設定するほか、ファイアーウォール等を万全に施すことで内外からの不正なアクセスの防止にも努めるなど、情報セキュリティにも万全を期している。